

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・
カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 寿幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に係
るファンドの名称】 プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
(Premium Funds - European High Yield)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の金
額】 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券:
10億アメリカ合衆国ドル(約1,206億円)を上限とする。
ユーロ建てクラス受益証券:
10億ユーロ(約1,318億円)を上限とする。
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券:
1,000億円を上限とする。
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)およびユーロの円貨換算は、便宜
上、平成27年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相
場の仲値(1米ドル=120.61円および1ユーロ=131.77円)による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成28年2月29日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、管理会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（S M B C Nikko Investment Fund Management Company S.A.）および保管会社、管理事務代行会社であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（S M B C Nikko Bank（Luxembourg）S.A.）の住所が変更されたことに伴い、これに関連する記載を更新するため、さらに、原届出書に記載の表現等を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

_____の部分は訂正箇所を示します。ただし、全文修正（更新）の場合は下線を付しておりません。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容^{*}と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格	(3) ファンドの 仕組み 管理会社の 概況 (八) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	追加または更新
	(3) 運用実績			
	(4) 販売及び 買戻しの 実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び 営業の状況	更新
5 その他	(4) 訴訟事件 その他の 重要事項		(3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）が管理するプレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）のサブ・ファンドであるプレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(平成28年3月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (ユーロ)	投資比率 ^(注1) (%)
投資証券	ルクセンブルグ	35,387,817.98	100.66
現金その他の資産（負債控除後）		- 233,558.17	- 0.66
合計 (純資産価額)		35,154,259.81 (約4,489百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=112.68円および1ユーロ=127.70円）による。以下別段の表示がない限り、米ドルおよびユーロの円貨表示はすべてこれによるものとする。

(注3) ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は米ドル建て、ユーロ建てまたは円建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドル貨、ユーロ貨または円貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(平成28年3月末日現在)

銘柄	国・地域名	種類	口数	取得価額(ユーロ)		時価(ユーロ)		投資比率 (%)
				単価	金額	単価	金額	
NN(L)EUROPEAN HIGH YIELD Class Z-Capitalisation (EUR)	ルクセンブルグ	投資法人	5,049.682	6,686.65	33,765,468.32	7,007.93	35,387,817.98	100.66

() 投資不動産物件

該当事項なし。(平成28年3月末日現在)

() その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。(平成28年3月末日現在)

(2) 運用実績

純資産の推移

サブ・ファンドの平成28年3月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産価額		1口当たり純資産価格		
	ユーロ	円	クラス	基準通貨	円
平成27年4月末日	60,725,815.09	7,754,686,587	米ドル建て(ヘッジあり)	13.29米ドル	1,498
			ユーロ建て	13.51ユーロ	1,725
			円建て(ヘッジあり)	1,323円	-
5月末日	59,850,636.98	7,642,926,342	米ドル建て(ヘッジあり)	13.34米ドル	1,503
			ユーロ建て	13.56ユーロ	1,732
			円建て(ヘッジあり)	1,328円	-
6月末日	52,842,623.32	6,748,002,998	米ドル建て(ヘッジあり)	13.14米ドル	1,481
			ユーロ建て	13.37ユーロ	1,707
			円建て(ヘッジあり)	1,308円	-
7月末日	50,813,235.31	6,488,850,149	米ドル建て(ヘッジあり)	13.18米ドル	1,485
			ユーロ建て	13.40ユーロ	1,711
			円建て(ヘッジあり)	1,311円	-
8月末日	46,611,057.34	5,952,232,022	米ドル建て(ヘッジあり)	12.90米ドル	1,454
			ユーロ建て	13.13ユーロ	1,677
			円建て(ヘッジあり)	1,284円	-
9月末日	43,473,506.28	5,551,566,752	米ドル建て(ヘッジあり)	12.42米ドル	1,399
			ユーロ建て	12.64ユーロ	1,614
			円建て(ヘッジあり)	1,235円	-
10月末日	43,925,883.08	5,609,335,269	米ドル建て(ヘッジあり)	12.82米ドル	1,445
			ユーロ建て	13.04ユーロ	1,665
			円建て(ヘッジあり)	1,274円	-
11月末日	42,874,080.69	5,475,020,104	米ドル建て(ヘッジあり)	12.73米ドル	1,434
			ユーロ建て	12.95ユーロ	1,654
			円建て(ヘッジあり)	1,265円	-
12月末日	38,422,872.04	4,906,600,760	米ドル建て(ヘッジあり)	12.32米ドル	1,388
			ユーロ建て	12.54ユーロ	1,601
			円建て(ヘッジあり)	1,222円	-
平成28年1月末日	36,979,781.45	4,722,318,091	米ドル建て(ヘッジあり)	12.14米ドル	1,368
			ユーロ建て	12.35ユーロ	1,577
			円建て(ヘッジあり)	1,207円	-
2月末日	35,274,494.65	4,504,552,967	米ドル建て(ヘッジあり)	11.93米ドル	1,344
			ユーロ建て	12.13ユーロ	1,549
			円建て(ヘッジあり)	1,184円	-
3月末日	35,154,259.81	4,489,198,978	米ドル建て(ヘッジあり)	12.47米ドル	1,405
			ユーロ建て	12.68ユーロ	1,619
			円建て(ヘッジあり)	1,237円	-

< 参考情報 >

(平成23年5月31日（運用開始日）～平成28年3月末日）



分配の推移

該当事項なし。

収益率の推移

平成28年3月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

() 米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券

期間	収益率(注)
平成27年4月1日～平成28年3月末日	-5.67%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成28年3月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成27年3月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

() ユーロ建てクラス受益証券

期間	収益率(注)
平成27年4月1日～平成28年3月末日	-5.65%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成28年3月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成27年3月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

() 円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

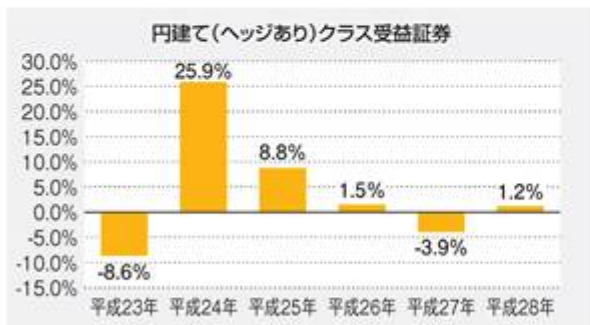
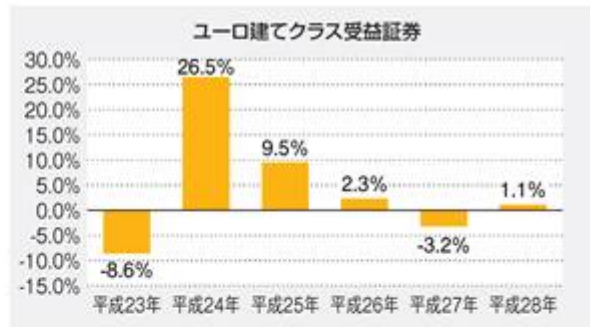
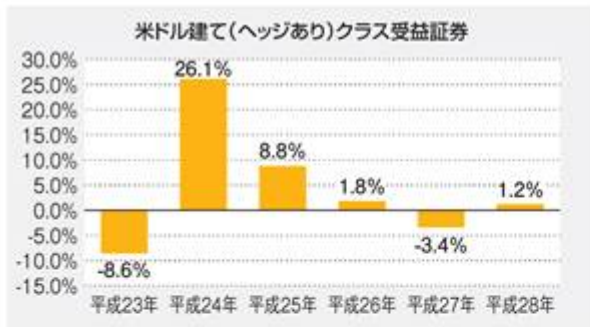
期間	収益率(注)
平成27年4月1日～平成28年3月末日	-6.00%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 平成28年3月末日現在の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 平成27年3月末日現在の1口当たり純資産価格(分配落の額)

< 参考情報 >



(注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b

a=当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

ただし、平成28年については平成28年3月末日における1口当たり純資産価格

b=当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配前の額)(平成23年については、米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券は1口当たり10米ドル、ユーロ建てクラス受益証券は1口当たり10ユーロ、円建て(ヘッジあり)クラス受益証券は1口当たり1,000円)

(注2) 平成23年については平成23年5月31日(運用開始日)から同年末日まで、平成28年については平成28年1月1日から同年3月末日までの収益率となります。

[次へ](#)

2 販売及び買戻しの実績

下記期間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年3月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

()米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年4月1日	148,971.665	1,773,221.983	2,446,219.524
～平成28年3月末日	(148,971.665)	(1,773,221.983)	(2,446,219.524)

(注)()内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

()ユーロ建てクラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年4月1日	18,400.080	239,066.536	384,290.193
～平成28年3月末日	(18,400.080)	(239,066.536)	(384,290.193)

()円建て(ヘッジあり)クラス受益証券

期間	販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年4月1日	11,421.148	221,346.664	348,936.295
～平成28年3月末日	(11,421.148)	(221,346.664)	(348,936.295)

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . サブ・ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定に従って日本語に翻訳して作成したものである（ただし、円換算部分を除く。 ）。
- b . サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。 ）の監査を受けていない。
- c . サブ・ファンドの原文の中間財務書類はユーロ、日本円および米ドルで表示されている。

日本語の中間財務書類には、特段の記載のない限り、下記に挙げた通貨の平成28年3月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

1 ユーロ = 127.70円

1 米ドル = 112.68円

(1) 資産及び負債の状況

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

純資産計算書

2016年2月29日現在

(表示通貨：ユーロ)

	注	ユーロ	千円
資産			
投資有価証券 - 純資産評価額			
(取得原価34,821,043.33ユーロ			
(4,446,647千円))	1.2	34,866,544.72	4,452,458
先渡為替予約に係る未実現純評価益	1.6, 10	330,373.94	42,189
銀行預金		202,097.84	25,808
設立費用(純額)	1.3	3,870.22	494
資産合計		35,402,886.72	4,520,949
負債			
未払印刷および公告費用		38,438.02	4,909
未払弁護士費用		33,436.22	4,270
未払販売会社報酬および販売取扱会社報酬	4	21,131.22	2,698
未払投資運用会社報酬	5	19,352.29	2,471
未払専門家費用		6,923.58	884
未払管理事務代行会社報酬	6	2,974.23	380
未払代行協会員報酬	8	2,678.86	342
未払受託会社報酬	2	2,268.53	290
未払管理会社報酬	3	892.81	114
未払保管会社報酬	7	296.31	38
負債合計		128,392.07	16,396
純資産		35,274,494.65	4,504,553
純資産			
ユーロ建てクラス受益証券		4,773,031.96ユーロ	609,516
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		414,906,089円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		29,632,241.28米ドル	3,338,961
発行済受益証券口数			
ユーロ建てクラス受益証券		393,363.331口	
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		350,418.494口	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		2,483,586.643口	
受益証券1口当たり純資産価格			
ユーロ建てクラス受益証券		12.13ユーロ	1,549円
円建て(ヘッジあり)クラス受益証券		1,184円	
米ドル建て(ヘッジあり)クラス受益証券		11.93米ドル	1,344円

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
統計情報

発行済受益証券口数、期末：	ユーロ建て	円建て	米ドル建て
	クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券	(ヘッジあり) クラス受益証券
2014年8月31日	745,825.222 □	521,301.934 □	4,931,126.171 □
2015年8月31日	451,946.434 □	419,365.141 □	3,192,084.259 □
発行受益証券	5,820.508 □	799.361 □	6,114.416 □
買戻受益証券	(64,403.611) □	(69,746.008) □	(714,612.032) □
2016年2月29日	393,363.331 □	350,418.494 □	2,483,586.643 □
純資産、期末：	ユーロ	円	米ドル
2014年8月31日	9,899,087.29 (1,264,113千円)	680,782,456	64,493,854.81 (7,267,168千円)
2015年8月31日	5,935,123.74 (757,915千円)	538,333,218	41,180,612.95 (4,640,231千円)
2016年2月29日	4,773,031.96 (609,516千円)	414,906,089	29,632,241.28 (3,338,961千円)
受益証券1口当たり純資産価格、期末：	ユーロ	円	米ドル
2014年8月31日	13.27 (1,695円)	1,306	13.08 (1,474円)
2015年8月31日	13.13 (1,677円)	1,284	12.90 (1,454円)
2016年2月29日	12.13 (1,549円)	1,184	11.93 (1,344円)

添付の注記は、本財務書類の一部である。

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド

財務書類に対する注記

2016年2月29日現在

注1．重要な会計方針

1.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

1.2 投資有価証券およびその他の資産の評価

- (a) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、関連する評価日現在の最新の入手可能な純資産額で評価される（ただし、当該評価日現在の純資産額を入手できない場合には、その直前日の純資産額を使用するものとする）。
- (b) 証券取引所で取引されている有価証券は、かかる証券取引所、または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格（詳細は基本信託証書および/または関連する信託証書補遺に記載されている）で評価する。
- (c) 証券取引所では取引されていないが店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼性の高い情報源に基づいて評価する。
- (d) サブ・ファンドが保有している「スワップ」およびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適格とみなしたディーラーから入手した相場価格に基づいて、管理会社により誠実に評価する。
- (e) 短期金融商品および銀行預金は、取得原価に経過利息を加えた額で評価する。
- (f) 評価を行う日に特定の資産の評価に関して指定された証券取引所または市場が営業していない場合、かかる資産の評価は、かかる証券取引所または市場の直前の営業日に行われる。
- (g) その他のすべての資産および負債は、識別可能な市場価格のない資産および負債を含め、管理事務代行会社と協議した上で管理会社により誠実に評価する。
- (h) 未実現損益は当会計年度に係る投資有価証券の純資産評価額の変動および投資有価証券に係る過年度の未実現損益が当報告期間に実現したことによる戻入れから構成される。
- (i) 投資有価証券の売却に係る実現損益は平均原価法を用いて算定される。

1.3 設立費用

設立費用は、受託会社が別の方法によることを決定しない限り、サブ・ファンドの最初の5計算期間以内に償却される。

1.4 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生主義で計上される。

1.5 外貨換算

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は期末時点の実勢為替レートで換算される。外貨建取引は取引日の実勢為替レートでユーロに換算される。

1.6 先渡為替予約

先渡為替予約は、満期までの残存期間について純資産計算書の日付時点で適用される先物レートで評価される。

注2．受託会社報酬

受託会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎四半期後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の受託会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する（最低額は年間15,000米ドル、最高額は年間30,000米ドル）。

上記の報酬は、毎年見直される。受託会社が追加的な活動、訴訟、もしくはその他の非経常的な事項の対応または従事することを求められる場合には、その時点で管理会社との追加的な交渉がなされ、反対の合意がない限り、受託会社により、その時点で適用される時間料金の追加報酬が請求されることになる。

注3．管理会社報酬

管理会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、純資産額の年率0.03%の管理会社報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注4．販売会社報酬および販売取扱会社報酬

販売会社、販売取扱会社および投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産に基づき算定される、サブ・ファンドの純資産額の年率合計1.36%の報酬を受け取る権利を有する。

上記の報酬は販売会社、販売取扱会社および投資運用会社の間で、以下および注記5の概説の通り配分されている。

2015年12月31日までは、販売会社および販売取扱会社はかかる販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額以下の部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.71%、販売会社または販売取扱会社に割り当てられたサブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額を超える部分については、サブ・ファンドの純資産額のうち販売会社または販売取扱会社に割り当てられた当該部分の年率0.735%を受け取る権利を有していた。

2016年1月1日以降、販売会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

上記報酬の他に、販売会社および販売取扱会社はそれぞれ、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、各社が取り扱う受益証券に対応するサブ・ファンドの純資産額のうち100百万米ドル相当額以下の部分の年率0.70%および各社が取り扱う受益証券に対応する当該純資産額のうち100百万米ドル相当額を超える部分の年率0.725%の報酬をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注5．投資運用会社報酬

注記4に従い、投資運用会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額以下の部分については、販売会社または販売取扱会社の各社が取り扱う受益証券に対応する当該部分の年率0.65%、サブ・ファンドの純資産額の100百万米ドル相当額を超える部分については、販売会社または販売取扱会社の各社が取り扱う受益証券に対応する当該部分の年率0.625%をサブ・ファンドの資産から受け取る権利を有する。

注6．管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.10%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注7．保管会社報酬

保管会社は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.01%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注8．代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日に発生しかつ計算され毎月後払いされる、サブ・ファンドの純資産額の年率0.09%の報酬をサブ・ファンドの純資産から受け取る権利を有する。

注9．税金

9.1 ケイマン諸島

ケイマン諸島では所得または利得には課税されず、ファンドは設定日から50年間はケイマン諸島の地方税、利益税または資本税をすべて免除する旨の保証をケイマン諸島総督から取り付けている。したがって、本財務書類には法人税等引当金という勘定科目が含まれていない。

9.2 その他の国々

サブ・ファンドは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し源泉徴収税またはその他の税金を課されることがある。受益証券を購入しようとする者は、各々の法域で適用される法律の下で、受益証券の購入、保有および買戻しに対して発生が見込まれる税金およびその他の影響を判断するため、各自が国籍、住所および本籍を有する国の法律および税務専門家に相談すべきである。

注10．先渡為替予約

2016年2月29日現在、サブ・ファンドは以下の未決済の先渡為替予約を有している。

10.1 - サブ・ファンドをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価（損）/ 益 ユーロ
ユーロ	20.30	日本円	2,500.00	2016年3月4日	(0.01)
ユーロ	4,329.85	米ドル	4,750.00	2016年3月4日	19.21
先渡為替予約に係る未実現純評価益合計					19.20

10.2 - 円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 ユーロ
ユーロ	3,306,565.52	日本円	413,200,000	2016年3月31日	47,750.49
先渡為替予約に係る未実現評価益					47,750.49

10.3 - 米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーする先渡為替予約

通貨	売却	通貨	購入	満期日	未実現評価益 ユーロ
ユーロ	26,884,169.33	米ドル	29,688,000	2016年3月31日	282,604.25
先渡為替予約に係る未実現評価益					282,604.25

2016年2月29日現在、サブ・ファンドの未決済の先渡為替予約に係る未実現純評価益合計は、330,373.94ユーロである。

注11．為替レート

サブ・ファンドのユーロ以外の通貨建ての資産および負債の換算に使用された2016年2月29日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
日本円	123.1835
米ドル	1.0921

注12．受益証券の販売および買戻しの条件

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている販売通知の手続に従って、各発行日に、関連する受益証券の関連する発行日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「発行価格」という）で発行され、販売される。発行価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

受益証券は、英文目論見書およびその付属書類に記載されている買戻通知の手続に従って、各買戻日に、かかる受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格（以下「買戻価格」という）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止の対象であり、管理事務代行会社が関連する計算日に計算し、公表する。

注13．関連当事者取引

管理会社および管理会社の一部の取締役、管理事務代行会社および保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員ならびに販売取扱会社はサブ・ファンドの関連当事者である。関連当事者の報酬は、財務書類に対する注記において詳述されている。

注14．決算日後の状況

管理会社および受託会社の意見では、当期の財務書類において開示が必要な決算日後の重要な事象はなかった。

(2) 投資有価証券明細表等

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
 投資有価証券明細表
 2016年2月29日現在

(表示通貨：ユーロ)

数量	銘柄	通貨	取得原価	純資産評価額	比率 [*]
投資信託			ユーロ	ユーロ	%
5,207.55	NN (L) EUROPEAN HIGH YIELD - Class Z - Capitalisation (EUR)	ユーロ	34,821,043.33	34,866,544.72	98.84
投資信託合計			34,821,043.33	34,866,544.72	98.84
投資有価証券合計			34,821,043.33	34,866,544.72	98.84

投資有価証券の分類

2016年2月29日現在

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) [*]
ルクセンブルグ	信託、ファンドおよび類似の金融事業体	98.84
投資有価証券合計		98.84

添付の注記は、本財務書類の一部である。

(^{*}) 百分率で表示された純資産に対する純資産評価額の比率

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

平成28年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約6億9,548万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,554円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)第125-2条に規定された範囲内の)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)ならびにオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律に基づき、ファンドに関し、AIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資運用会社(AIFM)として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社は、S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

基本信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用(すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。)または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の詐欺、重過失または故意の不履行による作為もしくは

不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドに関する管理会社の任命期間は、受益者決議によって受益者から解任されない限り、ファンドの存続期間とする。管理会社は、受託会社に対して90日以上前に書面により通知することにより辞任することができる。

管理会社は管理報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

平成28年3月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される13本の投資信託を運営および管理している。

（平成28年3月末日現在）

分類		内訳（純資産価額）
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建て： 2,565,524,001米ドル
		ユーロ建て： 8,424,656ユーロ
		日本円建て： 623,924,346,323円
		豪ドル建て： 1,802,528,284豪ドル
		ニュージーランド・ドル建て： 505,120,947ニュージーランド・ドル
		カナダ・ドル建て： 70,437,147カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 （基本的性格）	2本がルクセンブルグ籍・契約型・オープンエンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープンエンド型である。

（3）その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

表紙

< 訂正前 >

(前略)

本店の所在の場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557
ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番
(9A, Rue Robert Stümper, L-2557 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

本店の所在の場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy
of Luxembourg)

(後略)

第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

サブ・ファンドの基本的性格

< 訂正前 >

(前略)

ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

< 訂正後 >

(前略)

ファンドは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律(改正済)(以下「2013年法」という。)第1条第41項およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。) (以下「AIFMD」という。)に規定されたEU以外のオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。欧州連合加盟国でファンドの販売活動は行われない。

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概況

< 訂正前 >

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成27年3月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ <u>L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A 番</u>	272,311株	100%

< 訂正後 >

(イ) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律（改正済）（以下「1915年法」という。）に基づき、ルクセンブルグにおいて平成4年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立された。その定款は、当初平成4年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では平成26年4月22日付公正証書によって修正され、平成26年5月16日にメモリアルに公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番である。管理会社は、ルクセンブルグの商業登記簿にB39 615番として登録されている。

(中略)

(ホ) 大株主の状況

(平成28年4月末日現在)

名 称	住 所	所有株式数	比 率
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ <u>L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り 2 番</u>	272,311株	100%

2 投資方針

(3) 運用体制

投資先ファンドの運用体制

<訂正前>

投資先ファンドの運用については、NNインベストメント・パートナーズB.V.^(注)（以下「NN IP BV」という。）が担当し、投資先ファンドの管理会社であるNNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.が責任を負う。

(注)平成27年6月8日付で、NNIPアセット・マネジメントB.V.から業務移管された。

(イ) NN IP BVの概要

(中略)

NN IP BVは、ユーロネクスト・アムステルダム上場のNNグループの資産運用部門であるNNインベストメント・パートナーズのヨーロッパにおける運用拠点のひとつである。NNインベストメント・パートナーズは、欧州・中東、アジア、米国に拠点を構え、グローバルに資産運用業務を展開している。

(後略)

<訂正後>

投資先ファンドの運用については、NNインベストメント・パートナーズB.V.（以下「NN IP BV」という。）が担当し、投資先ファンドの管理会社であるNNインベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグS.A.が責任を負う。

(イ) NN IP BVの概要

(中略)

NN IP BVは、ユーロネクスト・アムステルダム上場のNNグループの資産運用部門であるNNインベストメント・パートナーズのヨーロッパにおける運用拠点のひとつである。NNインベストメント・パートナーズは、欧州・アジア、米国に拠点を構え、グローバルに資産運用業務を展開している。

(後略)

3 投資リスク

(2) リスクに対する管理体制

サブ・ファンドのリスク管理体制（投資運用会社のリスク管理体制）

<訂正前>

(前略)

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスク管理部により定期的 <u>に</u> モニター
考査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

(後略)

<訂正後>

(前略)

種類	管理の頻度	管理方法
売買発注	日次	コンプライアンス・リスク管理部が売買伝票を日々チェック
投資ガイドライン	月次・日次	CIOおよびコンプライアンス・リスク管理部によりモニター
審査会議	月次	運用状況報告および運用実績の分析・評価
コンプライアンス委員会	月次	法令遵守・業務リスク状況の審査
法令・規則の変更等	適宜	コンプライアンス・リスク管理部が関係者に連絡し、電子メール等により周知、また必要に応じ説明会を開催

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

日本

平成28年1月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

日本

平成28年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

(1) 海外における販売

テロ組織への資金供与に対するマネー・ロンダリング防止および身元確認手続

<訂正前>

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則（随時改正または変更される。）、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングの防止および検出にかかる規則（2010年3月）およびルクセンブルグにおいて適用ある法律および規則に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社（以下「関係各社」という。）はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続（デューディリジェンス情報の取得を含む。）を適切な者に委託することもできる。

(後略)

<訂正後>

マネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止を目的としたマネー・ロンダリング防止規則(随時改正または変更される。)、ケイマン諸島のマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与の防止および検出にかかる規則(2015年8月)ならびにルクセンブルグにおいて適用ある法令に基づく各種規定を遵守するために、ファンドの受託会社としての地位を有する受託会社、管理会社および管理事務代行会社(以下「関係各社」という。)はマネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続を設定・維持する義務を負い、また、受益証券の購入申込者に対して身元と資金源を確認するための証拠資料の提供を要求することができる。受託会社は、許容される場合であって、一定の要件を充足する場合には、マネー・ロンダリング防止およびテロ資金対策手続(デューディリジェンス情報の取得を含む。)を適切な者に委託することもできる。

(後略)

第4 外国投資信託受益証券事務の概要

受益証券の名義書換

<訂正前>

(前略)

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9 A 番

(後略)

<訂正後>

(前略)

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2 番

(後略)

別紙 A

定義

<訂正前>

(前略)

A I F M D オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EUをいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

A I F M D オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(随時改正される。)をいう。

(後略)

別紙 B

投資先ファンドの概要

<訂正前>

(前略)

概要

(中略)

投資先ファンドのインベストメント・マネージャー

NNインベストメント・パートナーズB.V. (注)

(NN Investment Partners B.V.)

(注)平成27年6月8日付で、NNIPアセット・マネジメントB.V.から業務移管された。

総販売会社（イタリアおよびオーストリアを除く）

（後略）

<訂正後>

（前略）

概要

（中略）

投資先ファンドのインベストメント・マネージャー

NNインベストメント・パートナーズB.V.

(NN Investment Partners B.V.)

総販売会社（イタリアおよびオーストリアを除く）

（後略）